

「令和8年度京都御苑長寿命化計画更新(計画策定)業務」の質問に対する回答書

番号	質問	回答
1	同種業務:国又は地方公共団体が発注した公園施設の長寿命化計画策定又は更新業務として、明示されておりますが、修正業務や改定業務は対象となりますでしょうか。	修正業務や改定業務も対象とします。ただし、特記仕様書4.(2)「長寿命化計画の策定一式」に記載の内容を全て含む業務に限ります。
2	・参加表明書を作成するうえで、特記仕様書は公表されておりますが、業務価格を算出するうえでの数量総括表等の公表は予定されておりますでしょうか。 公表を予定していない場合、どのように業務価格を算出するのでしょうか。 また、参考にしての積算基準等がありましたらご教示ください。	数量総括表は別添のとおりです。 参考にしての積算基準は以下2点です。 ・「自然公園等長寿命化計画策定業務 積算基準 平成30年5月改訂(環境省自然環境局自然環境整備課)」 https://www.env.go.jp/nature/choujyumyouka-sekisankijyun.pdf ・「都市公園安全・安心対策に関する調査計画 標準業務報酬積算ガイドライン(令和7年6月、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会)」 https://www.cla.or.jp/books/305/
3	「4. 業務の内容」において『別紙2「対象施設一覧表」に記載のない施設においても健全度調査及び長寿命化計画の対象にすることが望ましい施設がある場合には、調査員と協議する。』と記載されています。その結果、対象施設が増えた場合は増額の対象となるのでしょうか。	増額の対象になります。
4	「4. 業務の内容」・「(1)健全度調査及び健全度・緊急度判定一式」において今回、健全度調査等の対象となる施設はこの建築物16施設のみと考えてよろしいでしょうか。それ以外の施設は設備及び遊具を含めすべて健全度調査等の結果をご提供いただける認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	「4. 業務の内容」・「(2)長寿命化計画の策定一式」・「②長寿命化対策の検討」において『建築物の費用は(1)の結果及び貸与資料の中長期保全計画(BIMMS-N)による。』と記載されています。その対象は、「別紙2「対象施設一覧表」における「地区名」欄が建築物となっているすべての施設が対象と考えてよろしいでしょうか。	「対象施設一覧表」における「地区名」欄が建築物となっている施設のうち、建-1～45までが対象になります。